



宿舎問題で「和解」成立 宿舎居住条件の拡充を実現

3月28日開催の第9回調査期日において、本組合と大学との間で「和解」が成立し、同日付で和解協定書を締結しました。これをもって、2022年12月に北海道労働委員会に対して行った不当労働行為の救済申立ての一連の手続きは全て終了しました。これを受け、執行委員会は4月5日付で執行委員会声明を発表しました。

和解協定書では、①今後の宿舎入居条件、②今後は労使双方が誠実に交渉し、良好な労使関係の構築に努める、③本救済申立ての取り下げ、を確認しました。

当初、大学は外国人・女性・若手（40歳未満）の教員のみにも宿舎居住資格を限定し、かつ最大5年間の居住期間しか認めていませんでした。しかし、和解協定書では、入居者・同居者が心身に障害があるか病気の場合、入居者の子弟が小中学校に通学、幼稚園・保育園に通園している場合、入居者が2025年3月末時点で5年以内に定年を迎える場合（ただし入居期間の延長は最大5年間）、現入居者に居住継続を認めました（廃止宿舎居住者については存続宿舎への転居が条件）。また、新規採用者のうち、教員以外の職員で外国人・女性・若手（40歳未満）の条件に該当する職員にも、宿舎入居を認めました。

加えて、従来、入居者が行ってきた宿舎の共

益費管理事務業務の外注化、廃止宿舎の共益費一部の大学負担（2024年度のみ）、引越し・転居を行う入居者向けの仲介手数料・基本料金の割引サービスや外国語対応サポートの紹介（特定不動産業者の利用が条件）が明記されました。

今回の交渉では一定の成果を勝ち取ることができましたが、生活支援を目的とする福利厚生を否定した「基本方針」自体の修正は行えず、入居継続を希望されつつもその対象とならない方々が多く出てしまいました。加えて、引越しが困難な事情を抱える廃止宿舎居住者世帯を念頭に置いた廃止宿舎の部分的存続や廃止延期、代償措置としての金銭補償を得ることは最終的にはできませんでした。

今回の「和解」で、宿舎に関する組合と大学との交渉が全て終わったわけではありません。退去期限の来年3月末に向け、実際に転居可能な世帯数や廃止宿舎からの転居手続きなど、まだ明確ではない事項もあります。組合は4月12日に宿舎問題の報告会をオンラインで開催し、大学に提出予定の要望書について非組合員の入居者も含めて幅広く意見を募り、議論を行いました。組合は、今後も必要な交渉・協議を進めていきます。（執行委員長 清水池義治）

和解協定書



執行委員会
声明



超スピード
解決!?

赴任旅費に関する改善要求を組合が出したら 1週間待たずに経理課が運用改善通知を出す!

今回、組合員からの要求がとんでもない早さで解決される事案がありました。

元々北大には「赴任旅費（移転料）」という、教職員が北大に赴任する際や異なるキャンパス

へ異動する際に支出される旅費がありました。これは通常の旅費に引越し代金を加えたようなもので、10万から30万円代の金額が「定額」で支出されるのですが、それでも数年前から問

題となっていた3月から4月にかけてのハイシーズンでの引っ越し代の高騰を受け、とても実費をカバーできるようなものではなくなっていました。

国家公務員においてはこの問題を受け、令和2年から赴任旅費については「定額」ではなく、上限はあるものの原則として「実費」を支給する運用を取っていたのですが、今回組合では、組合員からの相談をきっかけとして北大がこの運用をまだしていないことを発見し、3月22日（金）に改善の要求を大学に対して行いました。



要求書

するとその6日後の3月28日（木）に、大学は学内掲示板のデスクネットに「移転料の定額により赴任ができない場合の移転料支給方法に

ついて」と題する通知を行い、即座に運用を国家公務員並みに改める旨を学内に通知しました。

令和2年から国家公務員で運用が開始されていたことを考慮すれば北大ももっと早くに運用を見直すべきだったと指摘することもできます。しかし法人化してからは給与の独自決定・管理が原則ですので、必ずしも大学に国家公務員と同じ旅費運用をすべき法的義務があったとまでは言い切れないと思います。そのため今回は組合や現場の労働者側からの要望に素早く使用者側が運用改善の通知を出した、と理解して、ここは素直に北大事務局の素早い対応を褒めておきたいと思います。（今回の件で細かい疑問点はもう何点かはあるのですが、そこはいったん置いておくとして…。）

（書記長・岡坂）

たまには良い対応をするじゃないか北大事務局！

名和前総長控訴断念 —未だに残る解任過程の謎—

2024年3月13日に札幌地裁で判決の出た北大総長解任取消訴訟ですが、請求を棄却された名和前総長の控訴がなかったため、地裁判決が確定しました。法的には北大の主張が認められた形ですが、北大が世間に説明してきた解任過程が事実と大きく食い違っており、北大の社会的信用を大きく傷つけたと言っても過言ではありません。北方ジャーナル 2021年9月号で報じられた通り、裁判の証拠として出てきた長谷川理事・副学長（以下役職は当時のもの）のヒアリング記録によれば、2018年9月29日に事前に総長選考会議議長と相談した上で辞職勧告をしたと明言しています。しかし大学当局は現時点においても「辞任を迫ったではありません。」との職組に対する回答を撤回しておりません。また、2018年12月9日に議長が名和総長から辞表を受け取って文科省に行って一緒に提出しようと言った際にも、「筆絡事件」などと称して他の理事・副学長、顧問弁護士、事務局長らと共に議長に翻意を促したことも明言しています。この行為はガバナンスを無視した越権行為であり、速やかに文科省が辞表を受理した旭川医大と比べ



北方ジャーナル

ても、一年半もの長い間総長が不在という不利益を大学教職員に強いたものです。今回の判決は、過度の叱責などが認められれば総長を解任してもよいという判例になるものです。しかし、北大では法人化以来病院研修医に対して手当の不払いを続けていたことや障害を持つ職員に対して不当な雇い止めをしていることなどが発覚していますが、加害者に対して処分どころか、経緯すら調査されていません。懲戒処分の平等取扱いの原則が守られていません。また、裁判の証言の中で、一部職員が構成員の合意を得ることなく、日本ハムファイターズの新球場を誘致しようとしていたり、内閣府のマッチングファンドに巨額の総長裁量経費を要求したりしていたことが明らかになりましたが、これらの行為は問題なのではないでしょうか？ 総長解任過程の検証について「可能な限り、全体像の調査を考えています。」と公約に掲げた寶金総長には、裁判資料を精査して、北大の構成員が納得できる事実解明とガバナンスの改善を求めます。（地環研・山田）



[裁判に関する情報はこちら⇒](#)

Aさん雇止め取消裁判 7月10日に尋問が決まる

4月上旬に1月23日付大学書面に対して原告からの反論を提出しました。内容は判例の解釈問題や障害の内容を雇止めの理由としたこと、不法行為、「合理的配慮」は単なる「努力義務」ではないこと、事実の立証責任北大にあることなど指摘しました。

4月16日の第9回目裁判では裁判官が交代して第1回目で今後の進行について協議し、次回7月10日(水)では尋問を行うことが決まりました。公開で行われるので多くの方の傍聴をお願いします。

(書記局・大島)

次回裁判 7月10日(水)13:30～札幌地裁 7階 701号法廷

障害者の法定雇用率が2024年4月から引き上げられ、国立大学は2.6%から2.8%になります。北大では10人ほど多く雇用しなければならなくなります。しかし過去5年間の雇用者数の過不足は表のように達成していない年が多く、今年はどうなるのでしょうか。



HP 参照

2023年	-15
2022年	-10
2021年	-6
2020年	0
2019年	0

公務労働者の大幅賃上げ等を求める署名など 労働条件改善へ向けたとりくみ

4月11日に全労連公務部会主催の公務員賃金改善キックオフオンラインミーティングが行われ、実質賃金が23ヵ月マイナスになる中で、今なぜ公務員の賃上げが必要なのかなど情勢の説明があり、「公務労働者の大幅賃上げ等を求める署名」の要求項目について詳しい説明が行われました。

要求項目は、生活改善を実現するため賃金・一時金の大幅や人事院が進めようとしている「給与制度のアップデート」のこと、寒冷地手当の支給額改善など、臨時・非常勤職員の一時金や生活関連手当等の支給や休暇制度などの改善を求めています。

また、「最低賃金全国一律制度への法改正を求める請願署名(個人署名)」や中央行動、人事院交渉等職場・地域から工夫を凝らしながら組合活動を実践し、要求を前進させることとしています。

24人動で必ず生活改善の実現！ 公務労働者の 大幅賃上げ等を 求める署名

人事院総裁 川本 裕子 殿

記録的な物価の高騰・息止まりのなかで、実質賃金マイナスがつづき国民生活は悪化の一途をたどっています。こうしたもと、24年春闘では大手企業を中心に連闘含む高水準の回答が相次いでいるものの、中小企業では昨年実績を下回るとの報道もなされています。

岸田首相は「物価高に負けない賃上げ」政府による「公的賃上げ」に言及しており、その実現は喫緊の課題です。生活改善はもとより、日本経済を立て直すためにも大幅賃上げ・雇上げが必要です。

一方、24年人事院勧告にむけて「給与制度のアップデート」が検討されていますが、

すべての職員の超過改善とモチベーション向上など労働者本位のアップデートの実現を求めます。これらの実現は、国で安定した公務・公共サービス、教育の充実にもつながります。労働者・国民が安心して働き暮らせる社会を実現するためにも、貴院におかれましては労働者本格的な代償機関としての役割を十二分に発揮し、24年人事院勧告において、以下の要求を実現するよう求めます。

私たちの要求

- 生活改善を実現するため、すべての公務労働者の賃金・一時金を大幅に改善すること。
- 給与制度のアップデートは労働組合の要求を十全に反映させたものとし、以下を実現すること。
 - 中高年齢をはじめ、すべての職員の賃金を改善し、全世代にとって魅力的かつ将来的にも上昇が見込める賃金体系とすること。
 - 初任給を基本的に改善し、初任給初任給との格差を最低賃金を下回るような水準を解消すること。
 - 地域手当の支給地域の拡大や支給割合を高品位標準化することで賃金の地域格差を是正・解消すること。
 - 配偶者等にかかる扶養手当は改善しないこと。
 - 新卒給をはじめとする特給金、マイカー通勤・駐車場料金など、通勤手当の支給要件・支給額を改善し、職員の自己負担を解消すること。
 - 再任用職員の賃金を大幅に引き上げること。また、一時金の支給回数改善や生活関連手当等を支給するなど、常勤職員との格差を解消すること。
- 燃料費高騰などから生活を守るため、寒冷地手当の級地区分や指定基準をあらため、支給額の拡大や支給額を改善すること。
- 臨時・非常勤職員の一時金や生活関連手当等を常勤職員と同様に支給すること。また、病気休暇の有給化や年次休暇の取得要件緩和など、常勤職員との均等・均衡待遇をはかること。
- ジェンダー平等、男女の賃金格差解消にむけて必要な措置を講じること。

組合名

氏名	氏名	氏名
氏名	氏名	氏名

最終締め切り7月17日

全労連 / 国民春闘共同委員会

TEL:03-5842-561



教職員共済生活協同組合(教職員共済)は、消費生活協同組合法にもとづき、厚生労働省の認可を得て、国立大学法人、高等専門学校、公立学校、私立学校、文部科学省、文化庁等に勤務する方を対象に共済事業を営む、職域唯一の共済生協です。総合共済は月900円の掛け金で12の保障(補償)が受けられ、退職時には退職見舞金が出ます。加入を是非ご検討ください。

		加入しま せんか 		

今年は第95回目となり、メーデー北海道集会は中島公園自由広場で開催されます。今年のメーデーのテーマは、『Life & peace MayDay』です。歴史的な物価高騰のなか、日本だけ賃金の上昇が生活の厳しさが増えています。いまこそ賃金の引き上げが必要です。

また、ロシアによるウクライナ侵襲、イスラエルによるガザへの攻撃に多くの人々が胸を痛めています。憲法9条を守りいをかして、戦争反対・平和を求める声をあげる時です。いのち、くらし、平和について考え、その思いを束ねてアピールしましょう。

【当面する行事など】 詳細は「[諸団体の行事](#)」

- 4/22 最低賃金改正ポイント学習会 18:30～Zoom
- 5/1 正門前宣伝行動 8:00～
- 5/1 [第95回メーデー北海道集会](#) 10:00～
中島公園自由広場

メッセージボード、カードに要求を書いて参加しましょう
当日会場でも書けるように準備します
抽選会・餅まきもあります

- 5/3 憲法施行77周年 STOP 改憲！5・3憲法集会
10:30～大通西3

メーデーに参加しましょう！

労働者の権利をアピールする日。
労働者が団結の力を発揮する日。
世界の労働者の団結を広げる日。
5月1日は、労働者の日です。

95TH MAYDAY
WORKERS OF ALL LANDS, UNITE

第95回メーデー北海道集会
LIFE & PEACE MAY DAY

2024年 水 札幌市 中島公園「自由広場」
集会スタート▶10:00 デモパレード▶11:10
中島公園の遊歩道を通ってすすきの駅の出入口へ移動
→南10西2の交差点からアサヒ出発→北走して大通公園西3丁目で決裂解散

「第95回メーデー北海道集会」実行委員会
〒060-0909 札幌市東区北9条東1丁目2-22 道分連内 Tel:011-777-1066 FAX:011-777-2004

働きがいのある職場をつくる！ 北海道大学教職員組合に加入しましょう

北海道大学の教職員のみなさん、こんにちは。私たちは北海道大学教職員組合（北大職組）です。北大職組はほとんど全ての教職員が加入できる労働組合で、インフレによる実質賃金の低下や、非正規職員および研究員の雇い止め、長時間の時間外労働、各種ハラスメント、各種手当の不払い、大学宿舍廃止などの労働問題に対して、教職員が協同して対応しています。また、政府・企業による理不尽な介入をもたらす国立大学法人法改悪や、大学における軍事研究の推進など、大学と社会との関係性に関わる問題にも取り組んでいます。

最近では、一部職員のベースアップを含む教職員の賃上げや、赴任旅費（引っ越し手当）の実費支給、大学宿舍居住条件の大幅制限に抗して居住条件の緩和、病院研修医への期末・勤勉手当と住宅手当の未払いを大学に認めさせ今後の支給を約束させるといった成果を実現しています（過去の活動内容については北大職組のホームページをご覧ください）。



北大職組の活動は、加入する教職員の組合費によって支えられています。ぜひ組合に加入し、就業環境を改善し、働きがいのある職場をともに作っていきましょう。働きがいのある職場は、役員や管理職だけでは実現できません。私たち教職員も当事者意識を持って、職場の問題に取り組んでいく必要があります。問題を解決できる・解決するのはどこかの他人ではなく、私たち自身です。労働組合はそのために大きな力を発揮できます。1人ではできないことも、労働組合に集えば実現できます。問題から目を背けるのではなく、私たちと前を向いてより良い解決方法を模索していきましょう。

労働に関するトラブルや困りごとがありましたら、北11条西6丁目のテニスコート脇にある組合書記局へお越しください（秘密厳守、相談無料）。

労働者の立場から北海道大学の就業環境を改善する北大職組をよろしくお願ひします。

（執行委員長 清水池）